**社会福祉法人東京愛隣会　役員及び評議員の報酬等に関する規程**

(目的及び意義)

第１条 この規程は，社会福祉法人東京愛隣会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき，役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第２条 この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは，理事及び監事をいい，評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤の理事とは，理事のうち，この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員とは，役員のうち，常勤の理事以外の者をいう。

(4) 報酬等とは，報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって，その名称の如何を問わない。また，費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは，職務遂行に伴い発生する交通費，旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい，報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条 役員等に対しては，職務執行の対価として，次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし，この法人の職員を兼務し，職員給与が支給されている役員等に対しては， 非常勤の役員としての報酬等のみを支給する。

1. 常勤の理事　無報酬※

※この法人において該当者は存在せず、今後も存在しないと予想されるため

(2) 非常勤の役員 報酬

(3) 評議員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第４条　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第１に定める額とする。

２ 評議員に対する報酬の額は別表第２に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等は，会議等へ出席した際や法人・施設業務のための出勤の際に、現金により本人に支給する。

（費用)

第６条 役員等が出張する場合は，別に定める「社会福祉法人東京愛隣会　本部旅費規程」に基づいて，旅費を支給する

２ 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（端数の処理）

第７条 この規程により，計算金額に１円未満の端数が生じたときには，次のとおり端数処理を行う。

(1) ５０銭未満の端数については，これを切り捨てる。

(2) ５０銭以上１円未満の端数については，これを１円に切り上げる。

（公表）

第８条 この法人は，この規程をもって，社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

（補則）

第９条 この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の決議を経て，別に定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は，評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は，平成２９年４月１日より施行する。

平成２９年　６月　７日　社会福祉法人東京愛隣会　理事会承認

平成２９年　６月２６日　社会福祉法人東京愛隣会　評議員会承認

別表第１（非常勤の役員の報酬）

1. 理事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 理事会等会議への出席 | ３，０００円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ３，０００円 |

1. 監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 監事監査及び理事会等会議への出席 | ３，０００円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ３，０００円 |

別表第２（評議員への報酬）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 評議員会等会議への出席 | ３，０００円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ３，０００円 |